

PFAS^{※1} (PFOS, PFOA 等)分析のご案内

2026年4月より、「PFOS 及び PFOA」が水道水質基準項目に引き上げられます（基準値：2物質の合計で0.00005mg/L以下）。

また環境水では要監視項目として指針値（2物質の合計で0.00005mg/L以下）が定められています。

弊社では2019年に水試料の「PFOS 及び PFOA」の分析を確立し、数多くの分析実績がございます。

さらに水道の要検討項目の「要検討 PFAS」8物質の分析も2026年4月より対応できるよう準備しております。なお、8物質中のPFHxSについては既に分析対応しております。

検体必要量や費用など、お気軽にお問い合わせください。

現在、以下の試料についてのPFAS分析を承っております。

- ・水道水、井戸水
- ・環境水（河川水、地下水等）
- ・排水
- ・ミネラルウォーター^{※2}
- ・土壌（溶出量試験）
- ・肥料
- ・（排出ガスについては準備中です。）

※1：PFASについて

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS（通称ピーファス）」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。日本国内でも、新たに作られることは原則ありませんが、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています。（環境省 HP 引用）

※2：清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、「PFOS 及び PFOA」に係る成分規格が設定されました（2025年6月30日施行、2026年4月1日前まで経過措置期間）。基準値は水道水と同じく2物質の合計で0.00005mg/Lです。